鎌

中世和漢混淆文における助動詞「む」・「べし」について

〈意志〉の意味・用法を中心に――

中 雅 和

田

次

はじめに

二、〈意志〉の意味・用法の「べし」 一、「む」・「べし」についての概観

三、〈意志〉の意味・用法の「む」

むすびにかえて(「欲・将」と「可」) 〈意志〉の意味・用法における「む」と「べし」との比較

は じ め に

基本的には不明・未知・未確認・非現実の事物について、換言すれば時間的・空間的・心理的に隔たったものの存在や ける表現性の差異が、「む」との関係を中心にして、既に論じられているところである。すなわち、推量の助動詞とは、 し・べし・まし・なり」などを「推量の助動詞」と称している。この所謂「推量の助動詞」については、推量表現にお(1) 表現と言う。一口に推量表現だけに用いられる助動詞だとは言えないものもあるが、「む・むず・らむ・けむ・めり・ら 主体の断定判断を表わす表現のうち、主観的に推測したり、選択したり、提起したりする判断を表明するものを推量

る他の意味を有する場合も多く、単純には一括し難い状況にある。就中、「む」と「べし」の有する意味は極めて広いた うことで説明されることが多いもののようである。しかし、これら「推量の助動詞」が表わす意味は、 めに、例えば「過去推量」・「現在推量」・「原因推量」・「反実仮想」・「伝聞推量」などと称して、意味・用法の差異とい 状態について、話し手の推測や想像を表わすものであるが、その表現性の差異を「む」の「単純な推量」と区別するた その表現内容を仔細に区別するならば、関連する用法も多岐に亙った複雑なものとなるように思われる。 推量と関連のあ

ると思われる。 などの意味が、それぐ〜相互に、また「む」と「べし」との間で、隣接したり重なったりする形になっているためであ 分に論じ尽されていないように思われる。それは恐らく、〈推量〉の周辺にある〈未定・仮想・意志・伝聞・婉曲・比況〉 性の弁別は基本的な部分においては比較的明確になされている。しかし、「べし」との関係については、「む」が主観性 の強い推量であるのに対し、「べし」は客観性の強い推量であるとする程度で、それぐく個々の意味・用法上の差異は充 さて、これら「推量の助動詞」に於けるそれぐくの関係を「む」を中心にして考えた場合、多くのものが、その表現

大方の御批正を仰ぎたいと思う。 そこで、本稿ではこの推量の助動詞「む」と「べし」との関係について、その一側面を検討・考察したところを述べ、

一、「む」・「べし」についての概観

うである。すなわち、〈推量〉と〈勧誘・命令〉と〈意志・決意〉の三種類である。そこで、まずこの三種類についての で、「む」と「べし」との間で重なったり極めて近い関係にあったりするものを抽出すると、ほぼ三種類が挙げられるよ の差や相互に関係づけるかまったく並列的にあげるかという記述の差はあるが、それらをできるだけ簡潔に整理した上 「む」と「べし」の有する意味・用法が極めて広いことは先述したとおりである。その意味・用法は、人によって広狭

中世和漢混淆文における助動詞「む」・「べし」について

一八九

先学の論考を参照し整理して、「む」と「べし」との関係を基本的な部分で明確にしておきたい。

異は、両者の本質的な差異として特徴づけられるものと考えてよい。 さそうである(ただ、「べし」の本義は推量ではなくて〈当然〉であるとする説もある)。従って、〈推量〉の意味における差(2) まず〈推量〉についてであるが、これは先学の論考を通覧すると、「む」・「べし」の本質的意味であると大体考えてよ

る推測を表わすとされる。つまり、いずれにしても、「む」に比べて客観性の強い推量といえる。 作用の実現を述べきることのできる終止形に接続する。従って、「べし」の意味は、まだ現実に存在してはいないが状況 未然形接続の「む」に対して、「べし」は、文の終止に用いられそれ自身完結した陳述をふくみうる形で、一つの動作・ 対象自体に存する必然の結果として把握される「現実的、様相的な推定」であり、物事のことわりによる必然の帰結と であり、言語主体の意志を反映した表現にも用いられる。つまり、主観性の強い推量といえる。一方、「べし」の意味は、 から判断してもはや実現が疑いないと考えられる事態について言うもので、そういう客観的な裏づけをもつ、確信のあ して把握される「観念的、論理的な推定」であって、「必然の推定」というべきものである。また、接続関係からみると、 「む」の意味は、未実現•未確定の事態について、考えられる中で適当と判断される一事態をとりあげて推量するもの

であることを強調し、決断は相手にゆだねるという話し手の態度の表明であって、〈命令〉と言うよりも正に〈勧誘〉で 自身の判断に終わらず、対者に向けられた直接的な表現であって、「む」よりも、実現の可能性は強いことの裏づけを有 ある。一方、「べし」にあっては、話し手が様相的・論理的に(客観的に)可能・当然・適当と判断した内容が、話し手 の形で言う代わりに、遠まわしに話し手の要求を伝えようとする一種の婉曲表現で、その内容はあくまでも主観的判断 この場合「む」にあっては、聞き手の行為に関わる末実現の一事態を適当なものとして判断し推量するのである。命令 に終わらせないで、対者に向けられた意志であって、相手にも同じ決意をいだかせるようにはたらきかけるものである。 次に、〈勧誘・命令〉についてである。〈勧誘〉と言い〈命令〉と言い、ともに話し手の判断や意志を話し手自身のもの

するなどのために、その要求が強くなされる〈命令〉と言える。

らも、〈意志〉の用法を認める点に異論はないようである。ところが、〈意志〉の意味・用法における「む」と「べし」 はいってから現われるとする説もある。一方、「む」においては、〈推量〉と〈意志〉との区別は困難ではあるとしなが(タ) われ、また中古語までは「べし」(「まじ」も含めて) には〈意志〉の用法がなく、〈意志〉と見なしてよいものは中世語に(8) とは言えない。例えば、「む」の〈意志〉は、未実現の事態を言語主体が主観的に推量するものであり、「べし」の〈意 対者に向けられた〈勧誘・命令〉と、みずからに向けられた〈決意〉とがあると説明される程度である。また、 との関係について、両者を比較検討した詳細な論考は未だ管見に入らない。「べし」における意志の方向に両極があり、 〈推量〉等の用法から明らかにされる本質的な「む」と「べし」との差異等から類推して、仮りに説明を試みても充分 最後に〈意志・決意〉についてである。「べし」については、その〈意志〉を表わす用例は平安時代までは少ないと言

志〉は、様相的•論理的に (客観的に) 可能•当然•適当だと判断した内容をみずからに向けて命令した<決意> (強い意志)(⑴ が言語主体のあくまでも主観的な、情意性を有した表現なのであるから、他の意味・用法のものと同レベルで論ずるこ であると説明したとしても、それは具体的に現われた言語事象の実態に則して見た場合現実的でない。これは

そこで、本稿では「む」と「べし」との関係を、この〈意志〉の意味・用法を中心にして検討し、両者の差異につい

て考察して行こうと思う。

とはできないものと思われる。

観に左右される部分も少なくない。「む」「べし」の両者を比較検討して行く上では、解釈者個別の主観を排し、客観的 文脈の中で判断・弁別されることになる。しかし、その有する意味の広さと、相互の関係の複雑さゆえに、解釈上の主 ところで、「む」なり「べし」なりが具体的に表わしている意味は、それを含む句や文の主語が何であるかに基づいて、

に検証されなければならないが、そのための基準とし得るような決定的な外形上の特徴を明確にすることには困難を伴

鎌

う。

基準にして弁別を試みたものがある。それを簡単に整理すると次の如くになる。 (ユン) ここで再び先学の論考に目を向けると、「む」の有する様々な意味・用法の差異を、 ある程度客観的な外形上の特徴を

▽〔直上にくる動詞の違いによる〕 意志性を託しえぬ天然現象に関する動詞に接続した「む」は推量でしかなく、 擬人的な場合でも希望的な意味にしかならない。(ヨタ)

- (7)事柄が第二人称即ち聞き手の能動的な行為に関するような場合は聞き手に対する勧誘或は婉曲な命令になること を表わす。口事柄が話手自身の能動的な行為に関するような場合は話手の意志を含んだ判断を表わすことが多い。 〔上にくる主語の違いによる〕 「む」によって判断される事柄がイイ第三者に属する場合は話手の単純な推量判断
- に多い。連体形では推量を示し、例外として意志を示す場合がある。(5) 〔「む」自身の活用形の違いによる〕 終止形は意志・推量どちらも制限なく用いられているが、 意志の例がはるか

がある。 (14)

法のものとは、この「人称」による外形上の差異を基準とすることで弁別できると考えられる。この基準は「べし」に 観的な外形上の基準として有効である。つまり、意志表現は、その助動詞を含む句や文の主語が一人称である場合に限 必要である。ただ、「む」が多くの意味・用法を有する中で、〈意志〉を表わす場合に関しては、「人称による」弁別は客 も解釈上の大きな相違(個人差)はさほど生じないと想像できる。従って、〈意志〉を表わす用法のものとそれ以外の用 られると考えて差し支えないからである。勿論一人称を主語とするものが総て〈意志〉とは限らないが、文脈で補って これらも絶対的な法則という訳ではなく、その例外を説明するためには文脈を考慮して補うという手続きがどうしても

おける〈意志〉の用法についても同様に有効である。

漢混淆文」における〈意志〉の用法の「む」と「べし」について考察を試みることは、「む」と「べし」との関係や、そ の最も根幹的な或は普遍的な部分を採り入れるのではないかと論者が考えていること。以上のことから、「中世」の「和(ユロ) 得ないところがあり、 世語にはいって〈意志〉とみなしてよいものがでてくるという指摘があること。第三に、付属語においては、 手段であるが、次の三点が主な理由である。第一に、中世以降の文語文では「む」の意味・用法に縮少の傾向があると れぐ〜が有する性格の一側面を明らかにする上で有意義なことと考える。 いられる場合と漢文訓読文(広くは和漢混淆文)で用いられる場合とで見たとき、両者の意味・用法を全く同一と見なし いう指摘があること。第二に「べし」(と「まじ」)は、中古語においては〈意志〉の意味・用法はなく(或は少なく)、中 る資料を便宜上「中世」の「和漢混淆文」に限定したいと思う。これは、本稿の考察の焦点を拡散させないためにとる 以上の観点から、本稿では「む」と「べし」との関係について、〈意志〉の意味・用法を中心に見て行くが、対象とす 和文語(乃至和文における意味・用法)が漢文訓読文(広くは和漢混淆文)に受容される際には、

用法のものとに分けた。尚、表1では「む」と「むとす」「むず」とを別の助動詞とは考えず同一に扱った。また、「む」・ 以外(二人称主語、三人称主語のもの)とに分け、次に一人称を主語とするものの中で〈意志〉の用法のものとそれ以外の 対応する主語が一人称であるものに限られることは先述した通りである。そこで、まず一人称を主語とするものとそれ 用法を中心にして、その用例数を示したのが表1である。助動詞が〈意志〉を表明するために用いられるのは、それに のために、それが〜が用いられた文を「地の文」「思惟文」「会話文」の三種類に分け、「会話文」については後述する考 「べし」のそれぐ〜に打消の意味を加えた助動詞といわれる「じ」・「まじ」も参考のために添えた。更に、考察の便宜 本稿では、さしあたって中世の片仮名文資料を調査対象とした。そこに用いられた「む」と「べし」との〈意志〉

A:待遇上の上位者から下位者への会話文

中世和漢混淆文における助動詞「む」・「べし」について

察の必要から下位分類として次の三類を設けた。

ま		じ		じ		べ		し	t	• 12	ず	_		資	
_	-)	称		<u>ー</u> ノ	、称	_	一,	、称	_	-/	(称	文 の		質	
人称以外	その他	意志	人称以外	その他	意志	人称以外	その他	意志	人称以外	その他	意志	種類		料	
						21	1		13		2	地の	文		
			3		2	1	4	2	7	2	19	思惟文		打	
1			ļ			9	5	4	10	3	1	A	会	聞	
	1		L		2	12	4	_1	2		10	В	会話	集	
						8	2		3		9	С	文		
10						72	4	1	57	4	12	地の)文	法	
			2		4	11	8		13	7	32	思惟	ŧ文	法華百座聞書抄	
1			1			15	1	1	7	1	8	Α	会	盛	
			1		2	17	5		12	5	20	В	話文	萬書	
						5	2		10	4	9	С	<u>X</u>	抄	
1						19	3		7		14	地の)文	三教指帰注	
			1		2	2			1		1	思惟	£文		
						2		2	l			A	会		
								2	1	-	2	B	会話文		
			1		1	3	1		3		6	С	<u>X</u>		
											1	地の	文	-4-17	
				1	1	1	1		2		7	思惟	É文	却癈	
3					1	75			25		6	A	会	忘	
			L								3	В	会話文	記	
											1	С	Х		
2			5			98			87		59	地の			
1			5	1	1	7	10	1	5	9	34	思惟	餃	三宝絵詞	
			4	1	7	27	2	- 5	24	9	13	A	会		
			2	1	5	19	6		18	10	43	В	会話文		
1	1		1	,	5	23	8	1	36	12	68	С			
1						18						地の		光言句義釈聴集記	
											5	思惟	É文		
9			2		1	61			37	2	19	A	会		
						2			1		3	B C	会話文		
												C	又	記	

B:待遇上の下位者から上位者への会話文鎌 倉 時 代 語 研 究

本稿では「待遇上の上位者」「待遇上の下位者」を、それぐ~「待遇上位者 (或は上位者)」「待遇下位者 (或は下位者)」と

称して以下は用いることとする。 表1に看取できるように、少数ながら「べし」が〈意志〉の意味・用法として用いられた確例を認めることができる。

われる。これらの点については、調査対象を拡げ、用例を増やして、今後検討して行くことにしたい。 できたので、特に「まじ」を用いる必要性や必然性が用語選択の上からも表現効果の上からもなかったためであると思 は、「まじ」が漢文訓読文にはあまり用いられることのなかった助動詞であり、打消推量の大部分は「べからず」で表現 一方、打消推量の「じ」には〈意志〉の意味・用法の例がありながら、「まじ」にその例と認められるものはない。これ

二、〈意志〉の意味・用法の「べし」

る「べし」の性格を明らかにするために、全用例について以下考察を加えて行くことにする。 ぎない。従って、「べし」の意味・用法の中では、これは幾分特異なものと言える。そこで、斯る〈意志〉の表明に用い 表Iから看取できるように、〈意志〉を表明するために用いたと思われる「べし」は二〇例(全六一五例中の33%)にす

[地の文]

[思惟文] ①阿彌陀如來ノ法藏比丘ノイニシへタテ給フトコロノ世八ノ願ノ中ニオイテイツレトシテモ慈悲利生ナラストイフコトナ ウ 360 メ シ。其 / 中 = ヒトツフタツノ願 / 心 = イサ > カノへ申 = へキ也。ヒトツノ願 = ノタマヘルハ…… 〈法華百座聞書抄

②「我ハ賢サシクッ有智ノ僧ニ見テ尊トカラレム」ト思テ(中略)「ソレヲ召テ拜ムタ゚又尊サ功能之由モイハセム。聞テ増賢サハーストの「我ハ賢サックッ有智ノ僧ニ見テ尊トカラレム」ト思テ(中略)「ソレヲ召テ拜ムダ又尊サ功能之由モイハセム。聞テ増賢サ 4

中世和漢混淆文における助動詞「む」・「べし」についてワサシツルト思^キキ也」トッス召ニ遣ス。 〈打聞集 4〉

③「賢*人多ッケル國ケッシヲホホケノ上手ハ知クルヘキェヌ事ッカクノミ云ヒアテゝヲコスル事。賢コカリケル國ニアタノ心ッ

時 代

語研

④帝尺是ヲ見ヶ思ハク「魚ノ子ハ多カン魚ト成ルハ少シ菴羅ノ花ハ滋ケトサ菓子ヲ結フハ希ナリ(中略)水ノ内ノ月キ波ニ随ヶ動キ安ク 發テハ返テ打得レナム。サレハ隨テ中カ吉ルヘギナリ」年來イトミツル心永失ス。 へ 打聞集 135

鎧ヒヲ着タル軍サノ戦カフニ臨ミテ恐テ逃ガル如シ此ノ人ノ心ヲモ行キテ心ロ見テ知ル等シ」ト念フ

〈三宝絵詞

[会話文]

A待遇上の上位者から下位者へ

⑤王‐仰給樣「イカナル事ニヨリテ昔ョッ老人ヲ捨〃事アラム。今ココーヨリテ事ノ心ヲ思ワニ老ヲ貴ムヘキ國ニコッアリケレ。 然ハ遠國ニ遣ハシテ老者共ヲ殊ニ女上中下早召ニ遣ハスヘキ宣旨下スヘシ。又老人ト捨ト云フ名ヲハ捨テハ養老國ト付ヘシ」

〈打聞集 14・14・14〉

⑥此井起居給デノタマハク「汝ハ眞ノ潔聖ナリケリ。其心ヲ顯カタメニ病人形ヲ見カツル。汝極テ貴シ。シカアレハ我持心經 汝ニ傳へき。慥ニ此ョウケテハルカニ世ニ傳ラ衆生ョ導ヒケ」トテ
〈打聞集 此レヨリ後チ國ノ政リ事ト平カニ也ニケリ。 190 >

⑧長者門ョスキルニ高樓悵ョ風吹上ヶタルヨリ此ョ見ミテ戀ヒノ病ニ成テ物不食。母アヤシンテ此事ョ問ニ不答。再三問レテ ⑦三藏 / イハク「(略)汝ナヲコノ事 = 信セス。サラハワカムネニスミタマウ卅七尊 = ミスヘシ。持佛堂 = イリテシハ ラクアリテカネウタムヲリキタリテミヨ」トテ三昧ニイリヌ。 〈法華百座聞書抄 オ33〉

以參ル。ヒメ君奇シンテ問テ云ク「何事所望ノ有ルツト問フ。母事由來ヲ答テ申ス。ヒメ君答云「ヤスキホトノ事也。アス 答ヶ云ヶ「美君ヲ見ヲヲり戀病ヲ付タル也」母ノ云ヶ「安スキホトノ事也」トテ術婆伽ニ魚ヲツラセテヒメ君ノモトへ數十度 へシ」トテ「但是ニ天神マシ~~ス。ソレニテアフ~シ」トテ日定メット約束シットヒメ君父長者ニ「モノマウテシ候ム」 トテ出立テ通夜ニ參ル 〈三教指帰注 31オ8・8〉

⑨鳩来ヶ王ノ脇ニ入ル鷹追ヒヶ前ノ樹ニ居ヌ「我ニ鳩ヲ返シ給ヘ」ト乞ヮ王ノ云ゥ「我レ衆生ヲ救ハム念ヮ誓ヒ有リ不可返ス」ト云ヮ

鷹ノ云ク「我モ衆生ニハ非スヤハ奈止加憐シンス今日ノ食に物ヲハ奪に給フ」ト云フ **〈三宝絵詞**

⑩鷹ノ云ク「肉ハ皆尽ルニ゙鳩ハ猶重シ又ハ何クノ肉ラカ加ヘム早ク鳩ヲ返コシテ」ト責ム王ノ云ク「更ニ不可返」ト云テ我カ身乍ラ斤ニ 繋ぶか時二筋絶工力尽テ丸と倒レヌ 〈三宝絵詞 上9オ4〉

⑪太子王ニ白ス「我レ聞ク海ミノ中ニ如意珠有ナリ心見ニ行テ求ム」ト王驚テ答フ「国ハ是汝国ナリ珎ラハ皆汝カ珎ナリ(中略)毒 ノ龍大ルナ魚荒キ風高キ波ニ往ク者ノハ千万ナレト還ル者ハ一リ二リ也不可免ス」 ト <三宝絵詞 上15才3>

⑩願主大ニナキテ云ヶ「マコトニ我サラニシラサリケリ(中略)今日ヨリノチハイタハリヤシナヒタテマツリテナカク

ツカヒタテマツル事ヲトゝムヘシ」トナキカナシフ牛コノ事ヲキゝテ気ョナケキ涙ョナカス

オ7〉

⑱鬼√云「我オホク汝ゥ食ゥエツソノ恩ムクフヘシタゝシ若汝ゥユルシテハ我ヲモキ罪ゥオヒテ鉄ノ杖ゥモチテ百度ウタ ルヘシ若汝

同年ナル人ヤアル

ト

フ 〈三宝絵詞 中37ウ3〉

B待遇上の下位者から上位者へ

⑭「年來如是念佛ョッ外ニスル事无。死時必告申ヘシシ。又□後ニヘ此所ッヘ寺立給ヘ。ヲマヘニユスリマウス」契エマ 쉮

❷「(略) 而ルニ念佛ヲ唱ヲリ外ニ勤ムル事无シテナム年來ニ成ヌル。死ナム時ハ必ス告ヶ奉ヲム。亦□レ死ナム後ニハ此ノ所ヲハ寺

⑮ 「何ニ事ヲ我ヵ父ハ泣*悲ヒ給ワン」ト父答ァ云ゥ「世ノ中ニミノナケキカ有ルヲナケクナリ」時ニ周處答テ云ゥ 「何 起給へ。今日讓リ奉リッ」ト契ヲ成シテ 〈今昔物語集 一五・27〉

事ニテモ候へ。父ノナケキヲハヤスメマイラセ候ヘジ。仰タへ」父答ヶ云「世ノ中ニヲソロキシモノミツ有(略)」

⑩父答ヶ云ヶ「第三二ハ子汝周處也。其故ハ惡事ョタクミ生ョ殺シ物ョ損ス。豈ニ此レニスキタル敵ぉ 有」其ノ時ニ周

處答ヶ申樣「今日コッ以後ハ惡事ヲトゝメテ父親ニ孝スヘシ」トテ弓矢鎧甲等(中略)切ステヲリチラシ

指帰注 21オ5

C待遇上対等な立場の相手へ

⑪鳩鷹ニ語っ「我等謬マリ井ノ身ヲ(セン)ッ早々天ノ力ヲ以テ王ノ疵ヲ愈スヘシン」ト云フ鷹即チ帝尺ニ成リテ王ニ問の鳩鷹ニ語っ「我等謬マリ井ノ身ヲ(セン) 〈三宝絵詞 上9ウ7〉

ができるだろう」からそうして知りたいという〈意志〉を述べている。以上のように、ある〈意志〉を持つに至る客観が、、、、、、 ればならない」という〈意志〉を述べている。また④では、「此ノ人ノ心」を実際に行って「心ロ見」れば、「知ること では、「賢コカリケル国ニ怨ノ心ヲ発」すようなことをすれば、「返テ打得」られてしまいかねないから「仲良くしなけ て自分が「賢キワザ」をしたと「思うことができるだろう」からそう実感したいという〈意志〉を述べている。次に③ に対して「べし」が持つ本義的な(推量表現における相違に通ずる)判断の表現であって、推量表現にうったえるという意 的な前提条件が説明された後に、論理的に可能・必然と判断した内容が と次の如くになる。まず①の場合、「有智ノ僧」に「拝セサセ」「尊キ功能之由モイハセ」て、それを「聞」ことによっ 容の判断とも)、〈意志〉表現とも見なし得るので考察の対象としてみる。特に②③④にその語感が強いが、具体的に示す する対象に変えているのである。従って、これらは必ずしも〈意志〉と断定できないが(言語主体にとって可能・必然な内 ①~④の場合、地の文・思惟文の言語主体である「われ」を客観化し、第三者の地位に置いて、言語主体が自己を観察 法のものとは単純に区別しても異なる。しかし、①~④の各例は、⑤~⑪の〈意志〉とはその質を異にする。つまり、 例はいずれも一人称主語をとるものであるから、形の上では〈意志〉の用法であり得 (文脈を考慮しても)、他の意味•用 文との間には、出現頻度の差として現われる外形的な差異ばかりでなく、内容上も微妙な差異が存するようである。右 右二〇例の「べし」から看取されるのは、まず使用される場が会話文に多い点(8%)である。地の文•思惟文と会話 〈意志〉になっているのである。これは「む」

ことと思う。このレベルでは、〈意志〉の用法における「む」と「べし」との関係も、それぐ〉の本義的性格の差異を反 の間接的表現であると考えられる。これは①②③では助動詞「なり」を下接していることとも関連のある

ところが、⑤~⑰の会話文の例では「む」の〈意志〉と「べし」の〈意志〉との関係を、前と全く同様には説明でき

映したものとしてとらえることができる。

ない場合も出てくる。これらの中には「む」と全く同様に〈意志〉の直接的表現となるものがある。以上の意味では 話)という形で直接に表明するために用いるということではなかろうか。 「む」に対する「べし」の〈意志〉表現の基本は、対話の場における眼前の対者に対して、自己の〈意志〉を口頭(会

る。⑧の用例がそれである。「ヒメ君」に恋した息子「術婆伽」のために、「母」が「ヒメ君」に逢って貰うことを請う ついて次に検討してみたい。この点に関して、「む」と「べし」との関係が最も象徴的に顕現していると見るべき例があ それでは、会話文における〈意志〉表現では「む」と「べし」との間に用法上の差異はあり得ないのか、という点に

場面である。「母」・「ヒメ君」・ヒメ君の「父長者」の三者間における待遇関係をまず整理しておくと、「ヒメ君」にとっ

は自分にとって待遇上位者たる「父長者」には「モノマウテシ候」」と告げるのである。〈意志〉の表明に用いられた「む」 のに答えて、「ヒメ君」は待遇下位者「母」に「アヌヘシ」「アフヘシ」と「云(ノタマフ)」のであり、同じ人物が今度 て「母」は待遇下位者であり「父長者」は待遇上位者ということになる。「母」が「ヒメ君」に逢って欲しい旨を「申ス」 同じ決意を促す効果を持った所謂〈勧誘〉の用法とも考えられる。また⑭は『打聞集』の例であるが、類話を持つ『今 徴的傾向に合わないことになるが、⑰は動作主が一人称複数でもあり得、それに含まれる者への呼掛けでもあるとき、 と「べし」との相違は、斯様な待遇上の上下関係の相違を反映していると考えることができる。⑭~⑪の四例はこの特 昔物語集』では参考に付した如くに、「べし」でなく「む」を用いて〈意志〉が表わされている。〈意志〉以外の場合に おいては、両資料の類話・同話の相当する箇所で「む」と「べし」との交替がないことを考えると、中世語に入って「べ

一九九

鎌

かったかと考えられる。このように見ると、〈意志〉の「べし」の根幹的用法は、待遇上位者から下位者への会話文に用 し」が新たに 〈意志〉 の意味・用法をも担い始めたことにより、〈意志〉表現における両者の関係がゆれていたのではな

〈意志〉の意味・用法の「む」

いることに特徴を認めてよさそうである。

〈意志〉表現に用いられた「む」の総用例数は四○七例である。その全例を、文の種類によって表Ⅰから改めて表Ⅱに

ので、以下二二例の総てについて考察して行く。 |弱の用例しかないAの例を詳細に考察することは有効なことと考える

①王ト賢ゥ御坐人ニテ「此物ハ御カウヤクヲ造テ有物共サヘリ。 スヘキ樣粉ッ宮ノ中ニヒマナクマキテム。 サラハ身ッ陰ス物 **ナリトモ足カタノ付テイカム所ハシルク顯ナム」トテ粉ヲ召テ宮ノ内ニユキノ降タル樣ニマキツ。 〈打聞集** 229

キ達)への呼掛けでもあり、同じ決意(意志)を促す効果をもった所謂〈勧誘〉の意味をも含んでいる。つまり、単純な 「マキテム」に対応する主語は「王ド」であるが、その動作主は一人称複数でもあり得るので、それに含まれる者(キサ

〈意志〉の表明とは異なる。

百座聞書抄 ウ26・27〉

- ①佛ノノタマフヤウハ「(略)然ルヲ佛ノ智惠ハサトリカタク信シカタカルヘケレハ喩ヒヲ説キッシシラシメムカ爲メナリ。 喩トへハ諸ノ人アッリッ財ッモトメムカタメニ五百由旬ノサカシクトヲキ道ニムカヘラム。ソノ道サ(以下略)」
- ♡佛 / ノタマフヤウハ「(略)コレニ此人ツカレコウシテカヘリナム セム時ヒトリノ道 + シルヘノタノモシク彼ノ道 /アリサマヲシレラムカ(以下略)」 〈法華百座聞書抄 ウ畑〉
- ①佛ノゝ給ハク「我今像ニ湯アムス法ットク諸ノ供養ノ中ニ事スクレタリトス若佛ニアムシタテマツラムト思ハゝ諸ノ 妙ナル香ッ水ニ入ツゝ浴シタテマツレ(以下略)」(〈三宝絵詞)下45オ2〉
- 邸佛乃玉ハゥ「(略) 現世ノ父母ノタメニモセハ命百年ニシテ病ナク七世ノ父母カタメニハ餓鬼ノクルシヒヲハナレテ天 ノ楽ヒヲウケシメムトコヒネカへ(以下略)」 〈三宝絵詞 下6オ3〉
- である場合でも、その「佛」を第三者的地位に置いた表現である)や「此人」「諸ノ人」であって、言語主体(佛)が自分自身 「ウケシメム」と判断するのは「佛」とは別の人物である。それぐ〜第三者的人物(具体的には示されていない。仮に「佛」

いずれも会話文の言語主体は「佛」であるが、「シラシメム」「モトメム」「カヘリナム」或は「アムシタテマツラム」や

◎太子 / カヒタマヒケル鵝 ト イフ鳥 / 侍ケルニムカヒテノタマフヤウ「(略) ワレラコソ虚空 チ エトハネ。鳥 ハ ソラヲ トフコトラエタリ。汝ヵクヒニ消息ョツケム。太子ニタツネテタテマツレ」トノタマウニ 〈法華百座聞書抄 ウ

の行為について判断し直接表明したものとはなっていない。

144

消息を託し「タテマツ」るものであるために、太子に対する敬意の心理が働き、心理的な待遇関係は上位者から下位者 例である。しかし敢えて言うならば、会話文の言語主体である父母が「太子ノカヒタマヒケル鵝トイフ鳥」に太子への 正に待遇上位者たる言語主体(太子の父母)が待遇下位者(鵝トイフ鳥)に対して、自身の判断(意志)を直接に表明した へではなく、下位者から上位者へ或は対等の関係として意識されていたとも考えられる。

- ⑥王大≒奇ヒッ云ク「日次キニ用サル事ハ一日ヒニ一ツニハ不過ス不知サリ汝カ常ニ多ク死ムッ事タハ今所云裁也汝カ事ニ随ハム」ト 讃メテ不狩シテ還ヌ 〈三宝絵詞 上25ウ3〉
- ④「誰ヵ皆暫′命ヲ不惜ムト明日ス行カム事ハ次テニ當バ難遁シ今夜ノ殘ノ命ヲ捨テ今日死ナム事ハ愁ヲト有」ト云へハ鹿ノ王ノ云 ク「此ノ愁モ可然シ吾レ今日ァ汝ニ替テ命ヲ捨テ´ム」ト云テ自ヲ出テゝ行キヌ **〈三宝絵詞** 上 26 オ 8
- ①偈ヲ説テ 「我^是実ノ畜生也(中略)吾レ今日ョリ始テ諸ノ鹿ヲ不食ハシ此誓ヒヲ成シテ國ノ内ニ勅ヲ下シテ狩リ為ム者ノヲハ罪ぇ 為ふ」ト誠メテ則此ノ野ヲ以テ鹿ノ薗ト成テキ 〈三宝絵詞 上7オ1〉
- ②王弥ョ怖り思テ宣ハク 「我レ誤テ孝子ヲ殺ッ是ノ罪甚重ゝ悲哉少ノ味ヲ求ヵ為ニ重キ罪ムト為ル事ト何カシテ汝ヲ生ケム」ト泣ク手 ラッ箭ヲ抜キ給ヌ 〈三宝絵詞 上40つ2〉
- 〈三宝絵詞 上44ウ7〉
- ⑦王答へ給っ「我ハ此ノ国ノ王也汝ヵ出ニ入テ道ヲ行ナル聞テ故ラニ来テ供養セム為ル也」ト宣給へハ **〈三宝絵詞**
- ⑦王不堪シテ涙ヲ流シテ宣ク「(略) 吾レ山ニ入テ鹿ヲ射ソハ誤テ汝カ子ニ當ヌ其ノ事ノ悲シキ依テ故ニ飛ッハ也今ハ只吾ヲ憑メ子ニ替 テ養ハム」ト宣へハ (三宝絵詞 上46オ8)
- **〈三宝絵詞** 上48オ7>

- 寧ろ下位者から上位者へ或は対等な立場での〈意志〉の表明になっていると考えてよい。 ♪~剱の例は、社会的地位 (身分) による上下関係では上位者から下位者への会話文であるが、心理的な待遇上の関係は
- ②~②も同一説話内での例で、「国王」から「施无」という人物とその「祖」への会話文である。社会的地位では当然「国 王」は上位者であり「施无」・「祖」は下位者であるが、誤って射殺すことになる孝子「施无」とその「祖」に対する「悔」 位者の意識を感じることができる。少は「鹿ノ王」から「鹿」への会話であるが待遇関係の情況は心心と同様である。 待遇しているか、或は自分の行為の過ちを誡められた者の立場として心理的には「国王」の側に「鹿ノ王」に対する下 ○分切は同一説話内での例である。○のは「国王」から「鹿ノ王」への会話文であるが、対等な立場の「王」として
- 係の逆転や接近と、その表現への反映は必然のことと考えてよさそうである。 識が優先され、それが話者の表現に反映されるのは当然といえる。また、仏教説話であることを考えても、斯る上下関 言語主体が対者をどのように位置付けるかによって使い分けるものであるから、社会的上下関係よりも心理的な待遇意 の気持ちから、心理的には既に「国王」は両者に対して自らを上位者とはしていない。会話における待遇表現は、 、その
- ③天下ニセンシヲクタシテ「イキタラム師子」血トリテタテマツリタラムモノニハマウサウニシタカヒテ其 賞ヲヲコ ナヒ又オホクノタカラヲタマハセム」、アリケルヲキゝテ 〈法華百座聞書抄 ウ 169
- **②阿彌陀如來 / 法藏比丘 / イニシヘタテ給 / トコロノ卌八 / 願 / 中 オイテ(中略)ヒトツノ願 ノタマヘルハ「若 > 衆** ソキテ我ト諸、井ト共トモニ來テ我國ニムカヘム」トノタマヘルコソ 生アリテ四重ッオカシ五逆ッツクレラムモノナリトモ命終ノ時我名號ヲ十度ヒトナフルモノアラハ无量億劫ノ罪ッノ 〈法華百座聞書抄 ウ 363
- ⑫次ノ願ニ「我ゥ名ットナフルモノアラハ其人命終ノ時ニ其ノ心ッ散亂スシテ念佛ッオコタラシメスシテ我レ拜ニ諸ソ丼ト其ノ 所ニ行サッ善知識トナリテ我ッ國ニムカへム」トノタマヘルコソ 〈法華百座聞書 ウ 383 >
- ○・王國ニ返テ普ヶ告テ宣給ハク「諸ノ目盲ヒヒタ父母有テ施无ヵ如クニ有ラム類ヒハ皆當ニ可助養シ若シ悩シ犯ス輩有ラハ重キ罪ニ當テ

城 倉 時 代 語 研 究

ぶ」ト宣給っ 〈三宝絵詞 上48ウ5〉

◎爰ニ詫宣アリテ乃給ハゥ「兵人等オホクコロシツ其罪ッウシナハムカタメニ放生会ッ毎年ニ行ゥへシ」コレニコリテ諸 國ニイハゝレ給ヘル所、ハカナラス海ノ邊川ノ畔也 〈三宝絵詞 下63ウ7〉

ぐへ「王」の「告」給うた宣旨や「託宣」の内容が間接的に述べられたものである。♡はまた②~♂と同様、言語主体 ③の言語主体は待遇上位者(国王)であるが、その言語主体が〈意志〉を直接に発言した口頭の文ではなく、「宣旨」と の判断(意志)表現でもない。 ム」と「ノタマ」うた事が間接的に、「ノタマ」うた言語主体とは異なる話者によって話されたものである。♡♡もそれ して間接的に記されたものである。②②も同様に、「阿弥陀如来法蔵比丘」が「イニシへタテ給」た願で「我国ニムカへ

③行満座主/イハク「昔キゝキ智者大師乃給ハク『我死テノチニ二百余歳ニハシメテ東ノ國ニシテワカ法ヲヒロメム』 ト乃給ヘリヒシリノミコトタカハスシテ今コノ人ニアヘリ(以下略)」 **〈三宝絵詞** 下11才6

のである。 これも待遇上位者たる「智者大師」が直接に口頭で「乃給」た場面ではなく、それを間接的に「行満座主」が伝えたも

(分彌勒)ノノタマウヤウ「ワレヒトツノ功德ヲナム汝ゥタメニ說ゥム。。コレヨリノチ長ゥ三惡道ゥハナレテ九十一劫ゥホト 天輪聖王ブ報ッウケテソノゝチ佛ニナムナルヘキ」トシルセリ 〈法華百座聞書抄 オ 398

に「トシルセリ」ともあることから、これも間接的表現であって口頭文ではないとも考えられる。 「弥勒ノノタマウヤウ」と前置してあるので、「説カム」という弥勒の直接的判断(意志)表現の口頭文と思われるが、 後

用例(二五例)を検討してもほぼ同じような傾向が看取できる。資料の記述内容上の特殊性もあるが、言語主体が自身の 判断(意志)を直接に表明した口頭の例はなく、第三者の判断(意志)を間接的に述べたものばかりと言える。 先に断わったように『却癈忘記』と『光言句義釈聴集記』におけるAの用例は除外したが、右の考察に基づいてその

〈意志〉の意味・用法における「む」と「べし」との比較

\意志〉表現における「む」と「べし」との関係を更に明確にするために、今一度これまでにみてきた用例を、別の角

度からも検討した上で、 両者の特徴をまとめてみたい。

の事物に対応する述語に付いた場合は少なくとも〈意志〉ではあり得ない。しかし次の如き〈意志〉表現の例がある。 「む」や「べし」が〈意志〉表現となり得るのは一人称主語に対応する述語に付いた場合に限られ、一人称以外の外界

〇髪ヲ取テ打伏テフマヘツ。鬼ハ放レム/く~トスレトモツヨクフマヘタレハ頭ノヒシクル樣ニスレハ 〈打聞集〉

〇佛,ノタマフヤウ,「(略) コレニ此人ツカレコウシテカヘリナム,セム時ヒトリノ道,シルヘノタノモシク彼ノ道

アリサマヲシレラムカ(以下略)」

〈法華百座聞書抄〉

表Ⅲ 文 話 思惟文 地の文 文の種類 助動詞 В 75 40 84 0 甲 83 24 6 7 88 Z 10 14 甲 1 3 12 3 1 ベ L 0 0 0 0 0 Z て考えてよい。表1の分類は形式上の主語ではなく意味上の主語で考え、

それぐ〜記録者・「佛」であるので、「む」を含む述語部に対応する主語「鬼」

右二例はともに〈意志〉の用法の「む」と考えて間違いない。言語主体は

られる。しかし、 レ)カヘリナムトセム時」という気持であるので、意味上は一人称主語とし 「此人」は言語主体以外の第三者(つまり三人称主語)であると形式上は見 意味上は「鬼ハ (ワレ) 放レム~~トスレトモ」「此人 (ワ

斯様な例も一人称主語として扱っている。

語主体)と意味上の主語とが一致するもの(甲)と一致しないもの(乙)と に分けて用例数を示したのが表Ⅲである。表Ⅲから明らかなように、「べし」 そこで、〈意志〉表現に用いられた「む」と「べし」を、 形式上の主語

中世和漢混淆文における助動詞「む」・「べし」について

二〇五

においては形式上の主語(言語主体)と意味上の主語とが一致した例しかない(先述の「べし」の特徴を裏づけている)

第三者の〈意志〉を「む」で表現していることがわかる。また、思惟文や会話文においても、言語主体が第三者の 「む」においては一致しない例が相当数存する。特に地の文においてはその特徴が顕著(全例が乙)であり、言語主体が

志〉について表現した例(乙の例)は「む」にしか見られない。

でのまとめは「中世」の「和漢混淆文」に用いられた、「む」と「べし」との関係において見られる〈意志〉の用法の特 以上述べてきたことを簡単にまとめると次の如くになる。但し、冒頭で断った様に考察の対象を限定したので、ここ

「む」の特徴

徴ということになる。

○言語主体が第三者の判断(意志)を間接的に述べる場合に専ら用いる。〔表Ⅲの分類乙項目の用例は「む」にしか拾 えない

〇待遇上位者たる言語主体が待遇下位者に対して、自身の判断(意志)を直接に表明する場合には用いない。 待遇関係が対等である者や上位者に対して、或は待遇関係が意識されない場合に用いられる傾向がある。 〔表 I·II 従って、

の分類A項目の用例は殆ど皆無に等しい〕

○言語主体が自分自身の判断(意志)を、相手を眼前にして口頭で(会話文という形をとって)直接に表明する場合に用 いる点が特徴的である。〔表Ⅲの分類乙項目の用例が「べし」には皆無である。かつ〈意志〉の確例で、その特徴と

○就中、待遇上位者が自分自身の判断(意志)を、 待遇下位者たる相手を眼前にして、 口頭で(会話文という形をとって)

直接に表明する場合に用いられる点が特徴的である。〔各表の分類A項目における用例が〈意志〉以外にその意味・

見なし得るのは会話文におけるものである〕

用法を考えられないものであり、その点で「む」との関係を特徴的にとらえ得る)

〇相手を眼前に置かない地の文や思惟文で用いられる場合 (それを〈意志〉と見なすならば)、客観的前提条件が示され、 論理的に可能•必然と判断された内容の表現になっている。〔「む」との対比において、「べし」の持つ本質的性格(<推

むすびにかえて(「欲・将」と「可」)

量〉のそれに通ずる)の差異を反映したものと見なし得る〕

詞の意味・用法とが密接に関連し、漢字に国語助動詞の訓みが与えられたものの一つである。この関連が日本人が国語 文を表現する場合にも密接であったことは、先述の片仮名文のような和漢混淆文において、助動詞「む」や「べし」が これらは、 最後に「む」と「べし」にそれぐ〜対応すると思われる漢字表記の「欲・将」と「可」について検討しようと思う。 漢文を日本語文に訓読する際に補読することも多かった助動詞の中で、漢文における意味・用法と国語助動

記によるものの意味・用法を検討することは有意義であると思われる。当然和化漢文における用字に顕現する筈なので

漢字表記の場合にもその用字選択や用法に意識的に反映されるであろうから、これらを明らかにするためにも、漢字表 漢字表記されていることからも明らかである。従って、国語文における「む」と「べし」との関係やそれぐくの性格は

それを見ることも重要であるが、和化漢文については今後の課題としておきたい。本稿ではまず、和漢混淆文の中でも

を示したのが表Ⅳである。「む」「べし」は、補読を必要とする場合も多いが、ここでは実際に仮名で表記されたものだ 表1と同じ要領で「む」「べし」と「欲・将」「可」(『明恵上人夢記』ではこの三字程が主となる)について、その用例数

和化漢文的要素の比較的に濃い『明恵上人夢記』を調査の対象資料とした考察の一端を述べ、今後の足掛りとしたい。

けを対象としたので、極僅かな用例しかない。また「じ」「まじ」が仮名表記で使用された例はない。

仮名表記の「む」と「べし」については、「む」に既に述べてきたと同様の傾向が認められ、「べし」に〈意志〉 中世和漢混淆文における助動詞「む」・「べし」について

鎌 倉 時 代 語 研 究

資 料			明恵上人夢記					
類	文の種類				思惟	-	:	会
				文	文	Α	В	С
	_	志	意	5	5	 	3	1
t	称	の他	70			1		
	以外	人称以	<i>ر</i> —	1	9	t t t		1
	<u> </u>	志	意			! ! !		
ごじ	称	の他	70	2		1		
1	以外	人称以	<i>→</i> ,	1	3			1
		志	意	28	3		2	
欲	称	の他	70					
	以外	人称以	<u>ー</u> ノ				 	
	_	志	意	22				
将	称	の他	70					
	以外	人称以	一 ノ					
	_	志	意	6	5		4	
可	称	の他	そ0	5	1		2	2
	人外	人称以	<u>ー</u> ノ	27	17	14	6	15

の例は見出せない。

では、 語の内容(動作・行為についての判断が〈意志〉であること)にするニュアンスを有するためではないかと思われる。それ えることが、その動作・行為の主が言語主体自身である場合は勿論のこと、言語主体以外である場合もそれを一人称主 して考える限り〈意志〉の意味・用法と考えられるのである。これは「ムトス」と訓むこととの関連が強く、トスを添 検討する必要がありその結果分類を再考せねばならないかもしれないが、少なくとも先の基準(人称による区別)に照ら ととれるものばかりである。〈意志〉とその他の用法との区別がこゝでは一層困難であるので、文脈や表現内容を詳細に 漢字表記の「欲・将」は、「ムトス」或は「マサニ〜ムトス」と訓むものであろうが、その表わす意味は全例が〈意志〉 所謂推量表現は何で表わされるかというと、それは補読されるべき「む」や「べし」と「可」字に依ったのであ

られることも、その用字や性格の一面を窺わせていると考え得る。(22) よりも専ら「欲」を用いるものと見ることができるようである。これは「欲」字に「オモフ」「オモヘラク」の訓が与え 会話文に用いられたのは「欲」のみであることが指摘できる。純粋に言語主体自身の判断(意志)を表明する際には、「将」 「欲」と「将」との間の意味・用法上の差異について見ると、顕著な差異はないと言って良いのであるが、思惟文と

- ○京邊近*處"有"住房,上師ト与"在"此處,師忽"出ヶ外へ行給予御送"庭へ下ル一丁許行ヶ上師令」止給ア予思ク京「ティストノ 知迎良欲、還、 9 • 35 思惟〉
- 〇予領,,掌之,忽反成,,生身女人,即心思明日往,,他所,可,有,佛事,爲,,結緣,欲,往,,彼所,可,,相具,,彼所,女人爲,悅,,相朋, 10 175 思惟
- ○淨水流出灑"予之遍身,其後心欲、見"予之實躰,其面忽如"明鏡,漸~遍身如"明鏡, 10 307
- ○以"起信充上卷奥,令∑讀"義林房并成仙房,義林房云下卷ヲ又可¸讀¸之卽云欲¸讀"此下卷,心甚猶預又怖畏尤切也 エマ 〇明日佛事を以,使者,白日來佛事結構之間忩~走過了後欲ゝ入,見參,明日、時至ケ、可ゝ有,佛事,其以前又可ゝ爲,忩~・之 8 119 会話〉
- また表Ⅲで行ったように、形式上の主語(言語主体)と意味上の主語とが一致するもの(甲)と一致しないもの(乙) 10 405

は甲八例(38%)・乙一四例であって(参考までに、「可」は一五例の総てが甲類である)、甲類の表現には「将」よりも「欲 の方を用いることが割合としては多いことが指摘できる。つまりこの点からも、純粋に言語主体が自分自身の判断(意志) とに分けると、「欲」「将」の両者ともに甲・乙の用例があるが、「欲」は甲一九例 (8%)・乙一四例であるのに対し、「将

を表明する際は、「将」よりも「欲」を用いることが多かったと言えるようである。 中世和漢混淆文における助動詞「む」・「べし」について

倉 時 代 語 研

鎌

●片方金薄土躰現セリ下ヲ土ニテ造ヵ顯ト覺ュ予勸,進諸人,欲、奉、鑄直ニ諸人之依用も不定ニ思テ不,結構,云: $\widehat{10}$

●自"地藏堂,還月暗テ宿"瀧四郎之許,夢欲」參"春日御社,今日也ト思デ將 "行水」ハニー $\begin{array}{c} 6 \\ \cdot \\ 4 \\ \end{array}$

◎同十五日夜夢乳一鉢ッ持有"白犬一疋,欲、食、之卽覺了 7 116

②自"此竹林、鼠欤イタチ等類クヰイタシテ殺」之云"又ヒサゝヒ我前ッ過ッ後ノ木ニ將」到之ッ立塞ッ不」過云"

最後に、「可」字についてみると、〈意志〉表現に用いられたものが一五例認められる。その全用例を次に示す。

(地の文)

@覺後:八名經ッ可」讀欤ト思・後日'撰'此式」以後於」佛前」可'訓請」可不之由思」之處案スレヘ此夢ヘ即彌勒印」可之」給夢 10 252

⑥外戸有"諸人,之心地ス予近」之卽奉"憚付予之左耳ニ當テ答曰寳ツル也予深ク哀傷可」奉」問"不審」ニ $\widehat{10}$ 282

⑥有"道忠僧都,在"予之後'心有"不審'者可`問`之卽'可`爲"定量'之由ヲ思ァ問曰ゥ可」住"槇尾'欤答云尓也 $\hat{10}$

◎又夢上師在,靈鷲山,予共待¸之卽可¸奉¸見之由心庶,嘰之,間也 9 91

①上師此返事無"其謂,之由ヲ被」仰レハ嘆恐ノ候ヘハコツ申セ然ハ可」申候と申テ卽取」硯 可 」書"進其由」之結構アリ ❷寬喜二年十二月可↘讀"梵網傳奧疏,之事思"立之,其間案"喜海法師共不共之事 ? ? ?

10 527

(思惟文)

⑧此廿八日以前夢板木ニ彌勒經ノ二三枚ナルヲ押付タリ如"印」經時」ク押付タリ此ヲ放テ可」讀ト思フ覺後ニ八名經ヲ可」讀欤ト

思 (10・250 25)

⑥忽及成,,生身女人,卽心思明日往,,他所,可,有佛事,爲,,結緣,欲,往,,彼所,可,,相,具彼所 $\widehat{10}$ 175

①然ハ可ゝ申候と申ァ卽取ゝ硯可ゝ書,進其由,之結構ァヲ余取續ァ可ゝ進之由ヲ思ァ待ゝ之云~ 10 528

①見,擧此本菴室,思¸居,此處,:心思我前房已:破ギ'然此菴室如¸故敢不¸用"狗勞, ´須´,居¸之作"此思惟,之際

) 8

5 • 13

(会話文)

®新宰相殿御前歩行被¸來怳面近住經"一宿,無"還去氣色,成弁恠問曰是不¸思"只事,是明神御前欤答曰尓也可¸申事ァッ 7 69

①心ニ思ハク後生吉ヶ此ヲ志ハ何ニテモアリナム現世ニ人前ニテ何トモ可」在ハコソハト被」云ト思フ又白言常如」此可」令"護持」答曰 $\widehat{\overset{10}{\overset{20}{\circ}}}$

⑩以"起信充上卷奥,令、讀"義林房幷成仙房,義林房云下卷ヲ又可、讀¸之卽云欲、讀"此下卷,心甚猶預又怖畏尤切ェ"

10

526

⑪上師此返事無"其謂,之由被、仰レヘ嘆恐ノ候ヘハコソ申セ然ハ可、申候と申ケ卽取、硯可、書"進其由,之結構アリ $\widehat{10}$

論思惟文•会話文の場合もそうであることから判るように、言語主体自身がその判断 (意志) を間接的でなく直接に表明 話文に用いられたものはない (これは対象資料の記述内容の特殊性によるところも少なくない)。しかし、地の文にあってさ えもその動作・行為の主と判断(意志)の表現者とは同一の言語主体(明恵自身)であって、先の乙類の用例はない。勿 漢字表記の「可」(唯一例の「須」を含め)は、先の表I資料群の「べし」とは異なり、待遇上位者から下位者への会(3)

するのに用いる点では、 表I資料群の仮名表記「べし」とその特徴を一にしている。

下巻を読もうという志は甚だ疑わしくホー゙゙」と間接的に義林房の〈意志〉について表現しようとする時は「欲」を以てす う」という〈意志〉を直接に口頭で表明する時には「可」を以て表わし、一方他者がその会話文で「貴方(義林房)の此 用字上の差異にも認められる例として⑩が挙げられる。⑩の用例では、言語主体「義林房」自身が自分の「下巻を読も る、という用字選択上の有意的な区別のあることが感ぜられるのである。 ここで注目すべき例がある。先述した「む」と「べし」との間で認められたと全く同様の関係が、「欲」と「可」との

志)を自ら直接に表明する」ということが、〈意志〉の意味・用法における「べし」の最も基本的な用法ではなかったか と考えられるのである。 以上の考察を勘案しても、この「べし」と漢字表記「可」とが一致する点、すなわち「言語主体が自分自身の判断(意

片仮名文等とではどちらが先か、或は、それぐ~和文資料との関係ではどのようになるか、等々考えるべき点は多い。 の目安として行こうと思う。 とりあえず、今後和漢混淆文の中でも対象を拡げ用例数を増やして再検討する必要があるが、本稿の考察の結果を一往 を有する時「む」との関係はどのようになっているか、「べし」に〈意志〉の用法が現われるのは訓点資料や和化漢文と この点を明確にするためにも、「べし」(漢字表記のものも含め)が訓点資料や和化漢文において〈意志〉の意味・用法

注

- (1) 『国語学研究事典』 (明治書院) 等を参照
- (2)橋本研一「『つべし』と『べし』の原義」(『金田一博士米寿記念論集』)12頁~17頁

- 3 伊牟田経久「『む』の活用と意味」(「月刊文法」昭和四五年六月号)
- 4 中西字一「『べし』の意味---様相的推定と論理的推定---」(「月刊文法」昭和四四年一二月号)

(5)阪倉篤義「『べし』『らし』『らむ』『けむ』について」(『佐伯梅友博士古稀記念国語学論集』)

- 注(3)論文等を参照
- $\widehat{\underline{6}}$
- 8 7 大野晋「古典語の助動詞と助詞」(『時代別作品別解釈文法』)・福島邦道「『べし』の研究」(「国文学」昭和三三年一二月) 注(4)論文等を参照
- 9 中田祝夫「解釈文法雑筆(その二)――『べし』と『まじ』、ぉょびその『耍』と『表』――」(「国文学言語と文芸」昭和三八年七月)
- 10 注 (4) 論文
- 例えば『研究資料日本古典文学』⑫(明治書院)の⑱頁に「『べし』は推量表現として用いられる場合も『む』に比べて強 い推量を表わすことからもわかるように、意志としても『当然~するであろう』という強い意志を示すことになる」(傍点 論者)と説明されているが、これでは充分でも現実的でもない。
- 12 『古典語現代語助詞助動詞詳説』(学燈社)の堀田要治氏の整理を参照した。
- 五十嵐三郎「助動詞の意味――動詞との関係」(『続日本文法講座』明治書院)
- 時枝誠記『日本文法文語篇』(岩波書店)
- 森井蘭「『む』の性格――推立・意志のあらわれ方」(「女子大国文」 一五号、昭和三四年一〇月)
- 堀田要治「推量の助動詞 む (ぬ)」(『古典語現代語助詞助動詞詳説』) 等
- 注(8)・(9)論文
- 『却癈忘記』・『光言句義釈聴集記』はともに明恵上人がその弟子に対して講じた内容や教訓・談話を、その弟子が整理・筆 拙稿「和漢混淆文の和文語の受容についての一考察――終助詞『かし』を中心に――」(『鎌倉時代語研究』第十一輯)
- 録したものである。従って、地の文においてもその言語主体は筆録者でない場合が遙かに多く、会話文や思惟文を含めてそ の殆どが明恵上人を言語主体とする。つまり、基本的には待遇上位者から下位者への内容が中心となった資料なのである。
- 20 具体的には「べし」の用例①~④を指す。言語主体が判断した内容は〈可能〉・〈必然〉の表現として表わされていると見る

鎌

こともできる。

『観智院本類聚名義抄』に依ると、「欲」に「ト・ス」「・セ・ム・ト・ス」(僧中四九)、「將」に「マサニ 末八)の訓がそれぐ〜掲載されている。 ^^セントス」 (佛下

『観智院本類聚名義抄』の僧中四九参照。また、小林芳規博士(『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓讀の國語史的研究』)による

後半期から鎌倉期の資料にみえる」(一〇二頁)ことが指摘され、更に、「『ムトオモフ』の形で用いられる」「その用法は一 六二頁)ことが指摘されている。 と、「欲」には「ムトス」「マク(コトヲ)ホ(リ)ス」「ムトオモフ」の訓法があり、「仏書の訓法『ムト欲』」は「院政期 人称の語に応ずるか、会話文中に見られ、『将』の字義と併せて意欲の意を表わす場合に用いられていると考えられる」 (三

23 『観智院本類聚名義抄』に依ると、「可」に「へ:・シ」「セム」(佛上七六)、「須」に「スヘシ」(佛下本三〇)の訓がそれぐ~ 掲載されている。

 ∇

最後に本稿で調査対象とした資料を掲げておく。

昭和五三年)。 昭和五九年)。却廢忘記・光言句義釈聴集記・明恵上人夢記——『高山寺資料叢書、明恵上人資料第二』(東京大学出版会、 野書院、昭和五五年)。三宝絵詞――東寺観智院本の複製『日本古典文学影印叢刊、三宝絵詞 明恵上人伝』(貴重本刊行会、 引』(武蔵野書院、昭和五○年)。三教指帰注──築島裕・小林芳規『中山法華経寺蔵本三教指帰注総索引及び研究』(武蔵 打聞集――東辻保和『打聞集の研究と総索引』(清文堂、昭和五六年)。法華百座聞書抄――小林芳規『法華百座聞書抄総索

を成すにあたり、小林芳規先生・佐々木峻先生の御指導と御助言を賜った。銘記して学恩に深謝申し上げる次第である。 本稿は、昭和六三年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会に於いて口頭発表した内容を基に成稿したものである。本稿